

平成24年12月5日 決定
平成27年10月6日 改定
令和元年10月1日 改定
令和4年1月12日 改定

文教大学における科学研究費（競争的資金）の不正防止計画

最高管理責任者（学長）

（方針）

「文教大学の研究活動における不正行為防止に関する規程」に基づき、科学研究費（競争的資金）の不正使用を防止するため、不正使用防止計画を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、適正な管理・運営を行うものとする。

（実施内容）

1. 文教大学の科学研究費（競争的資金）管理体制の公開

①公的研究費の管理体制を学外に周知するため、ホームページを作成し公開する。

2. コンプライアンスの強化

①学内の科研費に関わる教職員およびコンプライアンス推進責任者・副責任者から誓約書の提出を求める。

②コンプライアンス教育を実施し、意識の向上を図る。

3. 使用ルールの周知

①事務処理手続きに関するルールについて科学研究費執行マニュアルを毎年度配布し周知を図る。

②科研費執行のための説明会を開催し、ルールを周知する。

4. 使用ルールの整備

①運用の中で新たに生じた問題については、直ちに関係者、関係機関と協議し、ルール化を図る。また、科学研究費執行マニュアルに掲載する。

5. 発注、検収及び管理

①研究者発注を行う場合には、その権限と責任を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解を求める。

②研究者等による現金及びクレジットカードを用いた経費執行については、科学研究費執行マニュアルに利用条件や手続について明記し、適切に実施されるよう、教職員間での理解の共有を図る。

③換金性の高い物品については、物品の所在が分かるよう適切に管理する。

④データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検については、実効性のある納品検査方法を検討する。

6. 非常勤雇用者の勤務管理

①非常勤雇用者の勤務管理については、雇用実態の確認を行う。

7. 出張の実態把握

①出張については、出張の精算の際の証憑書類による確認を行うほか、出張報告書の記載事項を検討する。

8. 研究計画に沿った適切な執行

①予算執行について、当初計画と比較して遅れている場合には、当該研究者と連絡をとり、改善策を講じる。

9. 組織風土形成のための啓発活動

不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学の構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、四半期に一度程度の頻度で、啓発活動を実施する。